

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認高知地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7 件

厚生年金関係 7 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 4 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年5月及び同年6月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を43年5月10日に、資格喪失日に係る記録を同年7月16日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月1日から同年8月1日まで

私は、昭和43年5月1日から同年7月31日まで、A社に勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

なお、私が保管する給料支払明細書では、昭和43年6月分及び同年7月分の給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人が提出した昭和43年5月分から同年7月分までの給料支払明細書及びA社が保管する申立人に係る履歴書が43年5月10日現在で作成されていることが確認できることから、申立人は、申立期間のうち、43年5月10日から同社に勤務していたことは確認できる。

また、申立人が提出した給与支払明細書のうち、昭和43年6月分及び同年7月分の給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、A社の現在の担当者は、当時のことは不明であるものの、同社では数十年前から給与は15日締め、25日払いで、厚生年金保険料は翌月控除である旨を供述している上、当時の複数の同僚は、試用期間は無かった旨を供述していることから、申立人の給与から控除された保険料は同年5月及び6月の保険料であると認められる。

さらに、申立人は、「A社から、昭和 43 年 8 月分の給与が支給されたか否かは記憶に無い。」旨を供述していることから、申立人は、申立期間のうち、昭和 43 年 7 月 15 日までA社に勤務していたものと考えても不自然ではない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 43 年 5 月 10 日から同年 7 月 15 日までの期間について、A社に勤務し、43 年 5 月及び同年 6 月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることが相当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人が提出した昭和 43 年 6 月分及び 7 月分の給料支払明細書から、2 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、当該期間の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の健康保険の番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 43 年 5 月及び同年 6 月に係る保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 一方、申立期間のうち、昭和 43 年 5 月 1 日から同年 5 月 9 日までの期間及び同年 7 月 16 日から同年 8 月 1 日までの期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の有無等について、事業主及び同僚等からの供述は得られない上、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として、申立期間のうち、昭和 43 年 7 月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和26年4月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年4月1日に、資格喪失日に係る記録を同年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和2年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和26年4月1日から同年10月1日まで

私は、昭和26年4月1日から同年9月30日まで、A社に勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立人が提出した昭和26年4月分の給料支払明細書により、申立期間のうち、昭和26年4月については、A社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、社会保険庁の記録によると、A社の厚生年金保険の被保険者資格の得喪日に係る記録の多数が「〇月1日」とされていること、及び申立人が提出した昭和26年4月分の給料支払明細書から判断すると、申立人は、昭和26年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していたものと考えることが相当である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和26年4月1日から同年5月1日までの期間について、A社に勤務し、26年4月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人が提出した昭和

26年4月分の給料支払明細書から、6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は昭和31年11月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いが、申立期間の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の健康保険の番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る26年4月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和26年5月1日から同年10月1日までの期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の有無等について、事業主及び同僚等からの供述は得られない上、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和26年5月から同年9月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和57年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年12月31日から57年1月1日まで

私は、試用期間も含め昭和53年12月末ごろから56年12月31日までA社に勤務しており、56年12月分の厚生年金保険料が給与から控除されていたことは給与支給明細票により明らかであるにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格の喪失日が56年12月31日とされ、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した昭和56年12月分の給与支給明細票、日記及び家計簿の記載事項並びに当時のA社の経理事務担当者の供述から判断すると、申立人が同社に56年12月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が提出した昭和56年12月分の給与支給明細票及び社会保険事務所の56年11月の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は昭和57年1月20日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いが、事業主が資格喪失日を57年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを56年12

月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 56 年 12 月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年12月15日は28万6,000円、18年12月28日は25万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月15日  
② 平成18年12月28日

A社から平成17年12月15日及び18年12月28日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が当該賞与について、社会保険事務所に賞与支払届を提出していなかったため、厚生年金保険料として納付されていない状況にある。

A社では、誤りに気付き、平成21年8月に社会保険事務所へ当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、保険給付は行われない記録とされていることから、当該保険給付が行われるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する給料台帳等により、申立人は、平成17年12月15日及び18年12月28日に支給された賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、A社が保管する給料台帳におけ



る当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、平成 17 年 12 月 15 日は 28 万 6,000 円、18 年 12 月 28 日は 25 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年 8 月 19 日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年12月15日は25万2,000円、18年12月28日は22万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月15日  
② 平成18年12月28日

A社から平成17年12月15日及び18年12月28日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が当該賞与について、社会保険事務所に賞与支払届を提出していなかったため、厚生年金保険料として納付されていない状況にある。

A社では、誤りに気付き、平成21年8月に社会保険事務所へ当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、保険給付は行われない記録とされていることから、当該保険給付が行われるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する給料台帳等により、申立人は、平成17年12月15日及び18年12月28日に支給された賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、A社が保管する給料台帳におけ

る当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、平成 17 年 12 月 15 日は 25 万 2,000 円、18 年 12 月 28 日は 22 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年 8 月 19 日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年12月15日は20万円、18年12月28日は18万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月15日  
② 平成18年12月28日

A社から平成17年12月15日及び18年12月28日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が当該賞与について、社会保険事務所に賞与支払届を提出していなかったため、厚生年金保険料として納付されていない状況にある。

A社では、誤りに気づき、平成21年8月に社会保険事務所へ当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、保険給付は行われない記録とされていることから、当該保険給付が行われるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する給料台帳等により、申立人は、平成17年12月15日及び18年12月28日に支給された賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、A社が保管する給料台帳におけ

る当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、平成 17 年 12 月 15 日は 20 万円、18 年 12 月 28 日は 18 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年 8 月 19 日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年12月15日は74万5,000円、18年12月28日は83万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月15日  
② 平成18年12月28日

A社から平成17年12月15日及び18年12月28日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が当該賞与について、社会保険事務所に賞与支払届を提出していなかったため、厚生年金保険料として納付されていない状況にある。

A社では、誤りに気付き、平成21年8月に社会保険事務所へ当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、保険給付は行われない記録とされていることから、当該保険給付が行われるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する給料台帳等により、申立人は、平成17年12月15日及び18年12月28日に支給された賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、A社が保管する給料台帳におけ

る当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、平成 17 年 12 月 15 日は 74 万 5,000 円、18 年 12 月 28 日は 83 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年 8 月 19 日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 8 月から 45 年 3 月までのうちの 5 年間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 8 月から 45 年 3 月までのうちの 5 年間  
私は、昭和 47 年ごろ、市役所から過去の未納期間の国民年金保険料を納付すれば国民年金の受給資格ができるという内容の特例納付を勧奨するハガキが送付されてきたことを契機に、妻が、後日送付されてきた納付書により、過去の未納期間のうち 5 年分の国民年金保険料（月額 450 円）を銀行で特例納付したにもかかわらず、38 年 8 月から 45 年 3 月までの期間が未納とされているので、少なくとも当該期間のうち 5 年間はどうしても納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年ごろ、市役所から特例納付を勧奨するハガキが送付されてきたことを契機に、妻が過去の未納期間のうち 5 年分の国民年金保険料を特例納付したと主張しているが、当時、市役所が特例納付を勧奨するハガキを国民年金被保険者に送付していたことは確認できず、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたとされる申立人の妻は、国民年金保険料の納付金額及び納付書の様式について記憶が明確でない上、社会保険庁の記録によれば、申立人及びその妻は、申立期間の国民年金保険料を特例納付したとされる時期以降においても、国民年金保険料の未納期間が見受けられる。

また、申立人の妻が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立期間のうち昭和 40 年度は特例納付できない申請免除期間であり、ほかに申立人の妻が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を特例納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年11月1日から32年9月1日まで

私は、昭和31年9月ごろからA社に再雇用され、一緒に再雇用された同僚は31年11月1日に同社で厚生年金保険に加入しているにもかかわらず、私だけが申立期間について厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したB社（A社の後継会社）の「40年史」の記載内容、雇用保険の加入記録及び当時の複数の同僚の供述により、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことは確認できる。

しかし、当時の同僚は、「当時のA社では、厚生年金保険の加入について、本人に希望の有無を確認の上、希望者のみを加入させていた。」旨を供述している上、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の長男は、申立期間中である昭和32年5月に誕生しているにもかかわらず、申立人の被扶養者としては、申立期間後の32年10月8日に申立人の配偶者とともに認定されていることが確認できることから、申立期間において、申立人は、厚生年金保険に未加入であったものと考えられる。

また、C社（B社から社名変更したD社の残務処理を担当）が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を確認したところ、厚生年金保険の被保険者資格の取得日は社会保険庁の記録と一致している上、同社は、「当社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届により、申立人が昭和32年9月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人が被保険者資格を取得する以前から勤務し

ていたとしても、厚生年金保険料を給与から控除していたとは考えにくい。」旨を供述している上、当時の複数の同僚からも、申立期間における申立人の厚生年金保険の加入及び保険料控除の有無等についての供述は得られない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から 34 年 4 月 1 日まで

私は、A事業所のB出張所に、期間雇用（数か月間から半年までの雇用期間）労働者として繰り返し勤務しており、申立期間についても、同出張所に勤務していた期間があるにもかかわらず、厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間以前の期間における社会保険庁の記録により、申立人がA事業所に勤務していたことは確認でき、当時の複数の同僚の供述により、申立人が同事業所のB出張所に勤務していたことは推認できるが、申立人は、同出張所に勤務していた期間を覚えていないと供述している上、当時の複数の同僚の供述からも、申立人が同出張所に勤務していた期間を特定することはできない。

また、当時の同僚は、「自分も、A事業所に期間雇用労働者として複数回勤務していたが、厚生年金保険に未加入とされた期間（昭和 31 年 4 月から 36 年 1 月まで）があるなど、同事業所では、厚生年金保険に加入させてくれなかった時期がある。なお、厚生年金保険の加入の有無は、同事業所が決めていた。」旨を供述している。

さらに、申立期間を含む前後の期間について、社会保険事務所が保管するA事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、連番で被保険者の氏名が記載されており、申立人の記載が脱落した<sup>こんせき</sup>痕跡は認められない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立

内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 7 月 22 日から 35 年 4 月 21 日まで  
私は、昭和 33 年 7 月 22 日から 35 年 4 月 21 日まで、A社に事務員として勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の複数の同僚の供述により、申立人は、申立期間において、A社に事務員として勤務していたことは推認できる。

しかし、当時の複数の同僚は、「当時のA社では、厚生年金保険に加入するか否かは、本人の希望制であった。」旨を供述している上、社会保険庁の記録により、申立人が記憶し、申立人と同じ職種（事務員）である同僚は、申立期間当時、厚生年金保険に未加入であることが確認できることから、申立期間当時、申立人は、厚生年金保険に未加入であったと考えても不自然ではない。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立期間を含む前後の期間について、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、連番で被保険者の氏名が記載されており、申立人の記載が脱落した痕跡は認められない。

このほか、A社には、申立期間当時の賃金台帳等の資料が無い上、当時の同僚等からも申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての供述は得られず、ほかに申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 11 月 1 日から 42 年 10 月 1 日まで  
② 昭和 43 年 9 月 25 日から 45 年 5 月まで

私は、A社に昭和 41 年 11 月 1 日から 42 年 9 月 30 日まで、B社のC支店に 43 年 9 月 25 日から 45 年 5 月まで、それぞれ勤務していたにもかかわらず、申立期間①及び②が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険庁のオンライン記録において、申立人の記憶する同僚が、A社で厚生年金保険に加入していることが確認できることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できるものの、当時の同僚の供述からは、申立人が同社に勤務していた期間を特定することはできない。

また、雇用保険の加入記録によると、申立期間①当時、申立人が雇用保険に加入した記録は存在しない。

さらに、当時のA社の事務担当者及び複数の同僚からは、「当時、A社には試用期間があり、その期間中は厚生年金保険に加入させてもらえなかった。」旨の供述が得られた上、社会保険庁の記録によると、申立期間当時の複数の同僚は、同社に入社したとされる日から、最短で3か月及び最長で1年4か月経過した日に同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、同社では、入社から厚生年金保険に加入させるまでの期間について、区々の取扱いであったことがうかがわれ、申立期間①において、申立人が厚生年金保険に未加入であったと考えても不自然ではない。

加えて、A社（昭和 63 年 4 月 1 日に名称変更）が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書を確認したとこ

る、昭和 40 年 3 月 5 日から 43 年 2 月 7 日までの期間において、同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に申立人の氏名は見当たらない上、申立期間①の期間中である 42 年 8 月 8 日に、同社が社会保険事務所に提出した標準報酬月額算定基礎届においても、申立人の氏名は確認できない。

- 2 申立期間②について、申立人は、社会保険事務所が保管する B 社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立期間②当時、同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚の職種（D）を記憶しており、当該同僚も同社では D（職種）であった旨を供述していることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できるものの、当該同僚の供述からは、申立人が同社に勤務していた期間を特定することはできない。

また、雇用保険の加入記録によると、申立期間②当時、申立人が雇用保険に加入した記録は存在しない。

さらに、B 〳社（平成 17 年 7 月 15 日に名称変更）及び当時の同僚は、「当時は、内規により試用期間は 7 か月と定められていたが、実際には、成績によって試用期間の長さを変えており、入社から 1 年半経過後に厚生年金保険に加入する者が多く、中には厚生年金保険に未加入のまま退社する者もいた。」旨を供述しており、申立期間②において、申立人が厚生年金保険に未加入であったと考えても不自然ではない。

加えて、B 〳社は、「厚生年金保険加入者については、支店から事業所を經由して提出された申請書に基づき、本社が管理する加入者台帳に登載することとしていたが、当該台帳及び健康保険組合名簿を見ても、申立人の氏名は見当たらない。」旨を供述している。

- 3 このほか、A 〳社及び B 〳社には、申立期間①及び②当時の賃金台帳等の資料は無い上、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無く、ほかに申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。